

平成 19 年 6 月 20 日制定
平成 19 年 7 月 4 日改訂
平成 20 年 4 月 1 日改訂
平成 20 年 6 月 20 日改訂
平成 20 年 11 月 14 日改訂
平成 21 年 4 月 1 日改訂
平成 22 年 4 月 1 日改訂
平成 22 年 6 月 1 日改訂
平成 23 年 4 月 1 日改訂
平成 23 年 5 月 1 日改訂
一般財団法人 日本建築センター

確認検査 申請要領

構造計算適合性判定について

申請建築物等が、構造計算適合性判定（以下「判定」という。）を要する建築物を含む場合は、その建設地の都道府県知事又は知事の指定する構造計算適合判定機関において判定を行います。都道府県によっては、申請される建築物の規模や構造計算方法等により、当財団の確認申請案件の構造計算適合性判定の依頼先がない場合がありますので、詳しくはお問い合わせください。

確認・検査共通事項

- 1 確認審査及び検査は、法第 18 条の 3 第 1 項の「確認審査等に関する指針」に従って行います。確認申請書、中間・完了検査申請書等の作成にあたっては、「確認審査に関する指針」や「建築基準法施行規則」等で定められる図書等について十分把握していただき、必要な図書や記入すべき事項に漏れがないか、各図面や図書相互の記載事項は整合しているか等について、十分確認してから申請していただく必要があります。
- 2 事前相談及び各申請は、予約制とさせていただいております。確認検査部までお電話にてご連絡ください。打ち合わせ日時を調整させていただきます。
- 3 申請者から申請書を提出していただき、これを受けて当機関が引受承諾書を発行することにより、確認検査業務約款に基づく契約が成立します。
- 4 申請は、確認・中間検査・完了検査の各段階で必要です。当機関は、申請のあった各段階で引受承諾書を発行します。

- 5 確認検査の手続きに必要な当機関の様式及び建築基準法施行規則の様式（以下「規則様式」といいます。）は、当機関のホームページからダウンロードが可能となっておりますのでご利用ください。
- 6 手数料は、確認検査業務手数料規程に基づき建築物の床面積に応じて算定し、引受承諾書に記載しますが、ご不明の点がありましたらお問い合わせください。

確認審査

- 1 確認申請に必要な図書は別表1～4のとおりです。
- 2 提出書類には全て、正・副・副（構造計算適合性判定用）の別を表示してください。
- 3 申請建築物等の建設予定地によっては、地方公共団体の取扱いにより、添付書類の内容が一部異なる場合があります。
- 4 設計図書の全てに、当該図書を作成した設計者の記名及び押印をしてください。また、設計者（記名及び押印をした者）の氏名及び作成（又は法適合確認）した設計図書は、申請書第二面の【設計者】欄に記載する設計者の氏名及び【作成又は確認した設計図書】と整合させてください。
（申請書第二面の【設計者】欄に記載される設計者は、【作成又は確認した設計図書】欄に記載されている各々の図書（正本）に記名及び押印をする必要があります。）
- 5 確認申請に必要な図書は、申請時点で全て提出してください。必要な図書が全てそろっていない場合は受付の手続きができませんのでご注意ください。
- 6 国土交通大臣の認定を受けた計画は、確認申請時に「認定書の写し」（別添も含みます）が必要です。審査は、当該認定書の写しと申請された建築物の計画とを照合します。したがって、国土交通大臣の認定を取得した時点から計画が変更された場合には、あらかじめ、変更された計画にて国土交通大臣の認定を再取得した上で確認の申請を行っていただく必要がありますので、ご注意ください。
また、国土交通大臣の認定を受けた建築材料、防耐火構造、防火設備等を使用する場合は、大臣認定データベース掲載のものを除き、「認定書の写し」（別添も含みます）が必要です。
- 7 審査の結果、建築基準法関係規定に適合していると認められる場合は、速やかに確認済証を発行します。確認済証は、確認検査業務約款に定められた期日までに交付します。審査の結果については、当機関は特定行政庁に対し、報告を行います。

- 8 当機関の確認検査部職員及び評定部職員は、それぞれ担当業務に関し守秘義務を負っていますが、申請案件が技術評定又は技術評価に係るものである場合には、業務の円滑な遂行のため、ご了承をいただいた上で両部の関係職員間に限定して一部情報の伝達をさせていただきます。

検査（中間検査及び完了検査）

- 1 可能な限り、ご希望の日に検査を実施しますので、事前に担当者にご相談ください。（各検査希望日の14日前までに電話等でご連絡ください。）ただし、完了検査の場合、建築基準法以外の法定検査のスケジュール等を考慮し、調整させていただく場合があります。
- 2 各検査の申請は、検査対象工事が終了した日から4日以内に申請してください。なお、申請後に天候その他の理由により工事計画が変更となり、検査実施日も変更する必要がある場合には、速やかに担当者までご連絡ください。改めて検査の実施日を設定します。
- 3 中間検査（完了検査）の申請に必要な図書は、別表5（完了検査の場合は別表6）の申請提出図書一覧のとおりです。
- 4 中間検査（完了検査）を引受けたときは、引受承諾書及び中間検査引受証（完了検査引受証）を申請者に発行します。また、建築主事に中間検査引受通知書（完了検査引受通知書）を送付します。
- 5 最終の確認以降の軽微な変更がある場合には、申請時に「軽微な変更説明書」の提出が必要です。また、変更の内容が、建築基準法施行規則第3条の2に規定する軽微な変更該当しないときは、事前に計画変更の確認申請手続きが必要となりますのでご注意ください。
- 6 中間検査（完了検査）の結果、建築基準法関係規定に適合していると認められる場合は、速やかに中間検査合格証（完了検査の場合は、検査済証）を交付します。ただし、検査済証の交付については、建築基準法以外の法定検査のスケジュール等を考慮し、調整させていただく場合があります。各検査の結果については、当機関は特定行政庁に対し、報告を行います。

別表1 確認申請(建築物)

下記の申請書類は正・副・副(構造計算適合性判定)の別を表示し、順にA4透明ポケットに入れA4版ファイルに綴じて、添付図書とは別冊として提出してください。

書類名	申請様式	部数	時期	備考
1 連絡表		1	申請時	申請に関するご連絡先を記入してください。
2 請求書送付先について		1		手数料請求書に関する必要事項を記入してください。
3 構造計画情報シート(建築物)		1		構造計画が別となる棟数、概要を記入してください。
4 確認申請書(建築物) 又は、計画変更確認申請書(建築物)	規則2号様式 又は規則4号様式	2 ¹		第二面に記載する設計者は、作成した設計図書(添付図書)に「記名・押印」が必要です。
5 申請書第三面14欄 別紙 大臣認定一覧表		2 ¹		
6 建築計画概要書	規則3号様式	1		
7 委任状	CF-18	1		押印があるものを提出してください。
8 建築士免許証(写)		1		設計者又は工事監理者が建築士法(昭和二十五年法律第二百二号)第二条に規定する建築士(以下「建築士」という。)である場合は提出してください。
9 構造(設備)一級建築士証		1		該当する場合に限りです。
10 構造計算によって建築物の安全性を確かめた旨の証明書(写)	士法規則4条の2様式	1		申請に係る建築物が一級建築士、二級建築士又は木造建築士により構造計算によってその安全性を確かめられたものである場合は提出してください。この証明書と当該構造計算書に割印を押し、写しを提出してください。構造設計一級建築士の関与を要する建築物の場合は不要です。
11 法第68条の26の規定に基づく国土交通大臣認定書(写)(別添含む)		2 ¹		該当する場合に限りです。(以下同じ) 避難安全性能又は耐火性能の認定の場合には、「認定に係る評価項目一覧表」を提出してください。
12 法施行規則第10条の4に規定する許可関係規定による特定行政庁の許可通知書(写)		2 ¹		
13 14 規則第10条の4の2に規定する認定関係規定並びに法第86条第1項又は第2項及び法第86条の2第1項の規定による特定行政庁の認定通知書(写)		2 ¹		
14 法第86条の5第2項の規定による特定行政庁の認定取消通知書(写)		2 ¹		
15 法の規定に基づく条例の規定による地方公共団体の長の許可書及び認定書(写)		2 ¹		
16 地方公共団体が道路・敷地に関し証明書等を発行している場合は当該証明書等		2 ¹		
17 法第53条の2第3項(法第57条の2第3項において準用する場合を含む。)の規定により建築物の敷地面積の最低限度に関する制限の適用がないとされる土地に建築する場合は、現に存する所有権その他の権利に基づいて当該土地を建築物の敷地として使用することができる旨を証する書面		2 ¹		
18 その他特定行政庁が規則で定めた図書		2 ¹		
19 添付図書 規則第1条の3第1項第1号により必要とされる図書及び書類		2 ¹		
20 添付図書 規則第1条の3第4項第1号により必要とされる図書及び書類		2 ¹		確認の申請に係る建築物の計画に建築設備に係る部分が含まれる場合は、該当する図書及び書類を提出してください。
21 防災計画書		1	BCJが指定する日	当財団の評定を受けて作成している場合のみ提出してください。
22 現地調査表	CF-26	1		両面印刷して使用してください。
23 建築基準関係チェックリスト	CF-33	1		
24 標識設置届(写)		1		紛争予防条例が適用される場合は提出してください。
25 建築工事届	規則40号様式	1		
26 附置義務駐車施設概要書	東京都駐車場条例 施行規則5号様式	1		東京都駐車場条例第17条の適用を受ける場合のみ、提出してください。
27 総合設計照会資料	-	1		法第59条の2の規定に基づく許可(総合設計)を受けている場合、行政庁あて照会しますので、照会用資料として建築図(意匠図)一式を提出してください。
28 その他照会用資料 付近見取り図、配置図など	-	各1		
29 警察署との打ち合わせ記録	-	各1		建設地が東京都内の場合で、自動車の出入口を交差点若しくは曲がり角、横断歩道又は横断歩道橋(地下横断歩道を含む。)の昇降口から5m以内の道路に面して設け、東京都建築安全条例第27条のただし書きの適用を受ける場合

1 1印の図書は、構造計算適合性判定を要する場合にあっては3部(正本1部、副本2部)提出してください。

ただし、構造計算適合性判定を要する建築物と要しない建築物が混在している確認申請の場合、構造計算適合性判定を要しない建築物に係る図書及び書類は2部(正本1部、副本1部)で構いません。

2 正本に添える図書は、当該図書の設計者の記名及び押印が必要です。

3 同意を求める消防によっては、別途消防用図書の提出が必要な場合があります。

別表2 確認申請(建築設備)

下記の申請書類は正・副の別を表示し、順にA4透明ポケットに入れA4版ファイルに綴じて、添付図書とは別冊として提出してください。

	書類名	申請様式	部数	時期	備考
1	連絡表		1	申請時	申請に関するご連絡先を記入してください。
2	請求書送付先について		1		手数料請求書に関する必要事項を記入してください。
3	確認申請書 (昇降機以外の建築設備)	規則8号様式	2		第二面に記載する設計者は、作成した設計図書(添付図書)に「記名・押印」が必要です。
4	委任状	CF-18	1		押印があるものを提出してください。
5	建築士免許証(写)		1		設計者又は工事監理者が建築士法(昭和二十五年法律第二百二号)第二条に規定する建築士(以下「建築士」という。)である場合は提出してください。
6	添付図書 規則第2条の2第1項の表の各項に掲げる図書		2		
7	から に掲げる建築設備である場合は、 から に定める図書及び書類 規則第1条の3第4項表1の各項の(ろ)欄に掲げる図書 規則第1条の3第4項表2の各項の(ろ)欄に掲げる図書 規則第1条の3第1項表2の(18)項の(ろ)欄に掲げる図書 規則第2条の2第1項の表の各項に掲げる図書 及び法第37条第2号に係る認定書(写)		2		規則第1条の3第4項表1(い)欄各項に掲げる建築設備については、当該各項の(ろ)欄に掲げる図書を提出してください。 規則第1条の3第4項表2(い)欄各項に掲げる建築設備については、当該各項の(ろ)欄に掲げる図書を提出してください。 法第37条の規定が適用される建築設備について、規則第1条の3第1項表2の(18)項の(ろ)欄に掲げる図書を提出してください。 法第37条第2号の認定を受けたものとする建築材料を用いる建築設備

別表3 確認申請(昇降機)

下記の申請書類は正・副の別を表示し、順にA4透明ポケットに入れA4版ファイルに綴じて、添付図書とは別冊として提出してください。

	書類名	申請様式	部数	時期	備考
1	連絡表		1	申請時	申請に関するご連絡先を記入してください。
2	請求書送付先について		1		手数料請求書に関する必要事項を記入してください。
3	確認申請書 (昇降機)	規則8号様式	2		第二面に記載する設計者は、作成した設計図書(添付図書)に「記名・押印」が必要です。
4	委任状	CF-18	1		押印があるものを提出してください。
5	建築士免許証(写)		1		設計者又は工事監理者が建築士法(昭和二十五年法律第二百二号)第二条に規定する建築士(以下「建築士」という。)である場合は提出してください。
6	添付図書 規則第2条の2第1項の表の各項に掲げる図書		2		
7	から に掲げる建築設備である場合は、 から に定める図書及び書類 規則第1条の3第4項表1の各項の(ろ)欄に掲げる図書 規則第1条の3第4項表2の各項の(ろ)欄に掲げる図書 規則第1条の3第1項表2の(18)項の(ろ)欄に掲げる図書 規則第2条の2第1項の表の各項に掲げる図書 及び法第37条第2号に係る認定書(写)		2		規則第1条の3第4項表1(い)欄各項に掲げる建築設備については、当該各項の(ろ)欄に掲げる図書を提出してください。 規則第1条の3第4項表2(い)欄各項に掲げる建築設備については、当該各項の(ろ)欄に掲げる図書を提出してください。 法第37条の規定が適用される建築設備について、規則第1条の3第1項表2の(18)項の(ろ)欄に掲げる図書を提出してください。 法第37条第2号の認定を受けたものとする建築材料を用いる建築設備

別表4 確認申請(工作物)

下記の申請書類は正・副の別を表示し、順にA4透明ポケットに入れA4版ファイルに綴じて、添付図書とは別冊として提出してください。

	書類名	申請様式	部数	時期	備考
1	連絡表		1	申請時	申請に関するご連絡先を記入してください。
2	請求書送付先について		1		手数料請求書に関する必要事項を記入してください。
3	確認申請書(工作物)	規則10号様式	2		建築基準法第88条第1項に規定する工作物 第二面に記載する設計者は、作成した設計図書(添付図書)に「記名・押印」が必要です。
		規則11号様式			建築基準法第88条第2項に規定する工作物 第二面に記載する設計者は、作成した設計図書(添付図書)に「記名・押印」が必要です。
4	築造計画概要書	規則12号様式			建築基準法第88条第2項に規定する工作物
5	委任状	CF-18	1		押印があるものを提出してください。
6	建築士免許証(写)		1		設計者又は工事監理者が建築士法(昭和二十五年法律第二百二号)第二条に規定する建築士(以下「建築士」という。)である場合は提出してください。
7	添付図書 規則第3条表1の各項に掲げる図書		2		
8	及び に掲げる工作物である場合は、及び に定める図書及び書類 規則第3条第1項表2各項の(ろ)欄に掲げる図書 規則第3条第1項表3各項の(ろ)欄に掲げる書類				建築基準法第88条第1項に規定する工作物で規則第3条第1項表2(い)欄各項に掲げる工作物当該各項の(ろ)欄に掲げる図書を提出してください。 建築基準法第88条第1項に規定する工作物で規則第3条第1項表3(い)欄各項に掲げる工作物当該各項の(ろ)欄に掲げる図書を提出してください。
9	添付図書 規則第3条第2項の表の各項に掲げる図書		2		建築基準法第88条第2項に規定する工作物
10	添付図書 規則第1条の3第1項の表の2の(22)項(23)項又は(63)項の(ろ)欄に掲げる図書		2	建築基準法第88条第2項により規則第1条の3第1項の表の2の(22)項(23)項又は(63)項の(い)欄に掲げる規定が準用される工作物当該各項の(ろ)欄に掲げる図書を提出してください。	

別表5 中間検査申請

	書類名	申請様式	部数	提出時	備考
1	連絡表		1	申請時	申請に関するご連絡先を記入してください。
2	請求書送付先について		1		手数料請求書に関する必要事項を記入してください。
3	中間検査申請書	規則第26号様式	1		
4	軽微な変更説明書		1		
5	委任状	CF17	1		押印があるものを提出してください。確認と一括委任されている場合はその写しで構いません。
6	建築士免許証(写)		1		直前の確認又は検査の後に設計者又は工事監理者が追加された場合は、その方のみ提出してください。
7	当該建築物の計画に係る確認に要した図書		1		直前の確認をBCJに申請した場合は不要です。
8	施工結果報告書		2		特定行政庁が規則で定める様式がある場合は、その様式で提出してください。規則に定めがない場合は、当財団の様式で提出してください。
9	その他特定行政庁が工事監理の状況を把握するために特に必要があると認めて規則で定める書類		1		
10	現場案内図	-	1		最寄り駅から現場事務所の位置を明記してください。
11	検査対象床面積の算定根拠	-	1		略梁伏図・略軸組図等により、検査対象の部位、面積がわかる書類

別表6 完了検査申請

	書類名	申請様式	部数	時期	備考
1	連絡表		1	申請時	申請に関するご連絡先を記入してください。
2	請求書送付先について		1		手数料請求書に関する必要事項を記入してください。
3	完了検査申請書	規則第19号様式	1		
4	軽微な変更説明書		1		
5	委任状	CF17	1		押印があるものを提出してください。確認又は中間検査と一括委任されている場合はその写しで構いません。
6	建築士免許証(写)		1		直前の確認又は検査の後に設計者又は工事監理者が追加された場合は、その方のみ提出してください。
7	当該建築物の計画に係る確認に要した図書		1		直前の確認をBCJに申請した場合は不要です。
8	都市緑地法第43条第1項の認定に係る認定書(写)		1		該当する場合に限る(以下同じ)
9	施工結果報告書		2		特定行政庁が規則で定める様式がある場合は、その様式で提出してください。規則に定めがない場合は、当財団の様式で提出してください。
10	その他特定行政庁が工事監理の状況を把握するために特に必要があると認めて規則で定める書類		1		
11	現場案内図	-	1		最寄り駅から現場事務所の位置を明記してください。
12	建築設備工事監理状況報告書 建築設備概要書 建築設備工事監理状況調書		2		
13	防火戸・防火ダンパー等運動設備試験記録 予備電源(自家発電装置)試験報告書 予備電源(蓄電池設備)試験報告書		2		
14	昇降機工事監理状況報告書(東京都の場合のみ) 昇降機工事監理状況調書(東京都の場合のみ)	東京都建築基準法 施行細則第22号様 式の7等	1		
15	シックハウス 使用建築材料一覧表	BCJ様式 別紙5	1		